

持ち去りに関するQ&A

Q. いった資源が対象ですか？

A. 紙類、缶類、フライパンなどの金属製ごみ、アイロンなどの小型家電製品です。

Q. 定期収集される資源・ごみだけが対象ですか？

A. 定期的に収集される資源・ごみ以外にも、資源集団回収で集められた資源も対象となります。

Q. いった行為が禁止されますか？

A. 市や、市から委託された業者等以外の方が、市の分別ルールにより出された資源物を回収する行為が禁止されます。

また、資源集団回収団体や、団体と契約した業者以外の方が、資源集団回収に出された資源物を回収する行為が禁止されます。

Q. これまで、困っている人の役に立てばと考え、缶を渡していたのですが、これも禁止されますか？

A. 直接資源物を譲り渡す行為や、市の収集するごみとはっきりと区別できる方法で出されたものを持ち去る行為は禁止されません。

Q. 持ち去りしている人を見かけました。どうすればいいですか？

A. 直接声をかけるのではなく、下記の資源循環課までご連絡ください。市でパトロールを行います。

Q. これまで、缶を集めて生計を立ててきました。禁止されると、生活が苦しくなります。

A. 市には、この禁止により生活的に困りそうだ、心配であるといった方に向けた相談窓口がありますので、ご連絡ください。

生活・仕事探しのこと	しごと・暮らしサポートセンター尼崎北 〒661-0012 南塚口町 2-1-1 塚口さんさんタウン 1 番館5階 電話 06-4950-0584 / FAX 06-6428-5109 しごと・暮らしサポートセンター尼崎南 〒660-0876 竹谷町 2-183 出屋敷リベル 5 階 電話 06-6415-6287 / FAX 06-6430-6807
仕事探しのこと	ハローワーク尼崎(兵庫労働局) 〒660-0827 西大物町 12-41 アマゴッタ 2 階 電話 06-7664-8609 / FAX 06-6487-0353 しごと支援課 〒660-0876 竹谷町 2-183 出屋敷リベル 3 階 電話 06-6430-7635 / FAX 06-6430-7638
生活保護のこと	北部保護第 1 担当 〒661-0012 南塚口町 2-1-1 塚口さんさんタウン 1 番館5階 電話 06-4950-0286 / FAX 06-6428-5105 南部保護第 1 担当 〒660-0876 竹谷町 2-183 出屋敷リベル 5 階 電話 06-6415-6197 / FAX 06-6430-6801



尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課

〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地

電話 06-6409-1341 / FAX 06-6409-1277